

墜落制止用器具特別教育開催のお知らせ

第2回墜落制止用器具特別教育を下記のとおり開催いたします。

令和4年4月15日に船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則（以下「船員労安則」という。）が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正は、船舶において高所作業等に従事する場合には、「命綱又は安全ベルト」に代わり、「墜落制止用器具」を使用することとしたものです。

船員労安則では、墜落制止用器具の使用が義務付けられる作業であって、フルハーネス型墜落制止用器具（以下「ハーネス型」という。）を使用して船員に作業を行わせる場合は、予め、特別教育を施すこととされており、この特別教育はその規定にしたがった教育課程で実施します。

記

1. 期 日：令和4年11月15日（火）
2. 時 間：1330～1630
3. 場 所：東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階会議室
4. 対象者：船舶においてハーネス型墜落制止用器具を使用して高所作業等を行う船員
5. 定 員：20名（定員を超えた時点で申し込みを締め切ります。）
6. 受講料：会員 5,000円（税込、教材費、受講料含む）
非会員 7,500円（税込、教材費、受講料含む）
7. 受講料：申 込：11月1日までに当協会あて Google Form で申し込むか、または
申込書を協会宛 FAX 送信してください。申込書は当協会ホームページから
印刷してください。開催決定後、受講票、請求書をお送りします。

Google Form による受講申込二次元コード

右の二次元コードは申込み入力フォームにリンクしています。



以上

お問い合わせ

事業部 磯崎・若林

Tel. 03-3263-0918

Fax. 03-3263-0910

Mail hptanto@sensaibo.or.jp